

①証明請求書

証明請求書

- ・本籍【住所】
- ・筆頭者【世帯主】
- ・必要とする証明
- ・必要な通数
- ・使いみち
- ・筆頭者【世帯主】との関係
- ・請求者住所
- ・請求者氏名
- ・昼間の連絡先(電話)

【 】は住民票の場合

②手数料

定額小為替
¥〇〇〇

発行から6ヶ月
以内のもの

または

¥現金

現金の場合は現金
書留で発送ください

③本人確認書類

運転免許証等
コピー

または

年金手帳等コピー

国民健康保険等の
資格確認書
コピー

※現住所の記載が
あるもの
※有効期限内のも
のに限ります

④返信用封筒

切手 郵便番号

現住所
お名前

返送先は請求者
の現住所に限り
ます

①～④を
同封して
ください

※本籍が文京区の場合

切手 〒112-8555

文京区春日1-16-21

文京区役所
戸籍住民課証明係
郵送担当

手数料が現金の場合
は現金書留で発送く
ださい

郵便請求の場合、郵便の配達日数
と役所の処理日数が必要ですので、
余裕をもって請求してください。
(通常1週間から10日程度かか
ります。)

- 注)1 代理の方からの請求には委任状が必要です。
(ご関係により委任状が不要な場合もありますので、お問い合わせください。)
なお、身分証明書については、本人以外からの請求(同居者であっても)の場合には、
委任状が必要になります。
委任状の作成では、自署をお願いいたします。
- 注)2 除籍等を請求する場合
文京区(旧小石川区・旧本郷区)の本籍・筆頭者(戸主)・該当者がわかる戸籍謄本等
の資料がありましたら、コピーを添付ください。
なお、文京区では、旧本郷区の除籍・改製原戸籍について、戸籍等が焼失した告知書
(証明書)となる場合があります。